

平成 2 7 年 第 2 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 5 月 1 1 日 開会

平成 2 7 年 5 月 1 1 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成27年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号（5月11日）

議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	7
開会の宣告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議長の辞職について	10
議長の選挙	11
議席の一部変更について	15
常任委員会委員の選任について	15
議会運営委員会委員の選任について	17
議会報編集特別委員会委員の選任について	18
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第57号から議案第59号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	45
閉会の宣告	58

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年4月22日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成27年5月11日（月） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1） 常任委員会委員の選任について
 - （2） 議会運営委員会委員の選任について
 - （3） 議会報編集特別委員会委員の選任について
 - （4） 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度浪江町一般会計補正予算（第6号））
 - （5） 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））
 - （6） 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））
 - （7） 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第6号））
 - （8） 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））
 - （9） 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5

号))

- (10) 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町税条例の一部改正について)
- (11) 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険条例の一部改正について)
- (12) 浪江町防災会議条例の一部改正について
- (13) 工事請負契約の締結について (浪江町地域スポーツセンター改修工事)
- (14) 土地の取得について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成27年浪江町議会第2回臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成27年5月11日 (月曜日) 午前9時開議

- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長の辞職について |
| 日程第 4 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議会報編集特別委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度浪江町一般会計補正予算 (第6号)) |
| 日程第 8 | 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算 (第1号)) |
| 日程第 9 | 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)) |
| 日程第 10 | 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第6号)) |
| 日程第 11 | 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第6号)) |
| 日程第 12 | 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第5号)) |
| 日程第 13 | 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて (浪江町税条例の一部改正について) |
| 日程第 14 | 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて (浪江町国民健康保険条例の一部改正について) |
| 日程第 15 | 議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第58号 工事請負契約の締結について (浪江町地域スポーツセンター改修工事) |

日程第 17 議案第 59 号 土地の取得について
追加日程第 1 議長の選挙
追加日程第 2 議席の変更

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君
復興推進課長	山本邦一君	町民税務課長	武隈吉美君
産業・賠償対策課長	岩野善一君	ふるさと再生課長	鈴木政己君
復旧事業課長	三瓶徳久君	健康保険課長兼 仮設津島診療所長	居村勲君
介護福祉課長	佐藤祐一君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、4年2カ月が過ぎました。

平成27年第2回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。

ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては節度ある範囲内の軽装を許可しております。また、軽装しない自由も配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解ください。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決定いたしました。
ここで、副議長と交代します。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午前 9時02分)

○副議長（佐々木恵寿君） それでは再開します。
(午前 9時03分)

◎議長の辞職について

○副議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議長の辞職についてを議題とします。

議長、小黒敬三君から会議規則第98条第1項の規定により、議長の辞職願が提出されております。地方自治法第117条の規定により、小黒敬三君の退場を求めます。

[小黒敬三君 退席]

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。
(午前 9時03分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時03分)

○副議長（佐々木恵寿君） 続いて事務局長に辞職願を朗読させます。
事務局長。

○事務局長（清水佳宗君） では、辞職願を朗読します。
平成27年5月1日。浪江町議会副議長、佐々木恵寿様。浪江町議会議長、小黒敬三。

辞職願。この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（佐々木恵寿君） それではお諮りします。小黒敬三君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、小黒敬三君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小黒敬三君の入場を許可します。

[小黒敬三君 復席]

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。
(午前 9時05分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時05分)

○副議長（佐々木恵寿君） ただいま議長が欠けました。地方自治法第106条の規定により、しばらくの間、私が議長の職務を行います。
ここで、議会運営委員会開催のため暫時休議します。
委員の方は2階中会議室2にお集まりをいただきたいと思えます。

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。
(午前 9時05分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時12分)

○副議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。
(午前 9時12分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時13分)

○副議長（佐々木恵寿君） お諮りします。お手元に配付のとおり、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思えます。
ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。
選挙の方法については、投票または指名推選のどちらかの方法に

するか、お諮りします。

15番、三瓶議員お願いします。

○15番（三瓶宝次君） 無記名投票。

○副議長（佐々木恵寿君） それでは無記名投票による選挙という声がございます。

選挙は投票で行うことに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

傍聴人の方も移動をご遠慮いただきたいと思います。それでは議場を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

立会人には、会議規則第32条第2項の規定により、15番、三瓶宝次君及び16番、馬場績君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名すなわち、議長にしたい方、1名の名前を記載してください。

また、白票は無効となりますのでご注意ください。

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

（午後 9時15分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午後 9時16分）

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

会議規則第29条第2項の規定により、職員に点検させます。

事務局、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願

ます。

[事務局長、点呼投票]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

立会人、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、

吉田数博君 11票

山崎博文君 3票

馬場績君 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票です。

よって吉田数博君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） それではただいま議長に当選された吉田数博君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、議長に当選された吉田数博君よりご挨拶をお願いします。

登壇をお願いします。

[議長 吉田数博君登壇]

○議長（吉田数博君） ただいま議長選挙におきまして、選任をいただきました吉田数博であります。

2年ぶりの再任となりますが、多くの同僚議員から支持をいただきましたこと、ありがとうございました。挨拶に先立ちまして、前任者であります小黒前議長に対し、事故発生以来、非常に困難な中、全町避難という厳しい状況の下にありながら、全町民の生活支援、そしてふるさと浪江の復旧復興に当たって全力で取り組んでいただきました。このことに対し、感謝と敬意を表したいと思っております。お疲れ様でした。

東日本大震災から4年2カ月、まだまだ復旧の速度は遅く、程遠いものがございます。一日も早く復旧計画に基づいた復旧がなされ、全町民の方々が本当の意味で安心安全が得られるように議会の役割は非常に大きいものがあると考えております。議会の役割は今さら私が申すまでもなく、行政のチェック、そして政策提言であります。今の状況はそれに止まらず、課題が山積しております。そういった中で、行政と議会は文字どおり車の両輪となってこの難局を乗り越えていかなければならないと考えております。議会は、合意形成を図り行政に対峙するわけではありますが、そのためには議論を尽くし、ベストを目指し、それが無理としてもベターな選択ができるように、しっかりと進めてまいりたいという思いでおるわけでございますので、議員各位のご協力をお願いするものであります。

言い古された言葉ですが、議員は執行機関と一歩離れ、二歩離れるなどという議員の心構えがあります。この言葉を心として、公平公正な議会運営に努め、町民の負託に応えられる議会活動になるように頑張りたい、そんな思いでおりますので、皆さん方のご協力を切にお願いして、議長就任の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

[拍手]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは吉田議長、議長席にお着き願いたいと思います。

[議長 吉田数博君着席]

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前 9時30分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前 9時31分)

○議長（吉田数博君） 議会運営委員会開催のため暫時休議いたします。

(午前 9時31分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前 9時42分)

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。

(午前 9時42分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時43分）

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

ただいまの議長選挙に伴い、お手元に配付のとおり議席の変更を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議席の変更を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。よって議席の変更を日程に追加し、追加日程第2として議席の変更を行うことに決定いたしました。

◎議席の一部変更について

○議長（吉田数博君） 追加日程第2、議席の変更を行います。

○議長（吉田数博君） 追加資料の配付のため暫時休議いたします。

（午前 9時44分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時45分）

○議長（吉田数博君） 変更後の議席は、お手元に配付のとおり、慣例によって議長は4番、副議長は9番の議席とし、初議会の仮議席を元に、それぞれが順次移動した番号の議席となります。座席移動をお願いします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時45分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時46分）

◎常任委員会委員の選任について

○議長（吉田数博君） 日程第4、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員は、委員会条例第7条第2項の規定により議長が会議に諮って指名することとなりますが、指名に当たっては第2希望まで希望を取り、休憩中にこれを取りまとめたいと思います。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

これからお配りする用紙に希望する委員会名を記入の上、事務局長へ提出願います。

○議長（吉田数博君） ここで10時15分まで休憩といたします。

（午前 9時47分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。お手元に配付の名簿のとおり常任委員会を指名したいと存じます。順不同ですのでご容赦願います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。これより総務常任委員会は2階中会議室2、産業・建設常任委員会は2階小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は2階中会議室3においてそれぞれ委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

その際、議会運営委員及び議会報編集特別委員の推薦についても協議してください。いずれの委員も委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになりますが、指名に当たっては先例に倣い、各常任委員会から委員長他1名を議会運営委員として副委員長他1名を議会報編集特別委員として推薦いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） ここで11時まで休議いたします。

（午前10時15分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（吉田数博君） ただいまそれぞれの常任委員会において、総務常任委員会委員長に佐藤文子君、副委員長に鈴木幸治君。産業・建設常任委員会委員長に若月芳則君、副委員長に松田孝司君。文教・厚生常任委員会委員長に紺野榮重君、副委員長に渡邊泰彦君が互選されましたので報告いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（吉田数博君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。
(午前11時00分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時01分)

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。議会運営委員については、先に各常任委員会で推薦をしていただきました。これに基づき議会運営委員にはお手元に配付のとおり佐藤文子君、泉田重章君、紺野榮重君、山崎博文君、若月芳則君、三瓶宝次君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。よってただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。これより委員の方は、2階中会議室2にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ここで暫時休議いたします。
(午前11時02分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時09分)

○議長（吉田数博君） ただいま議会運営委員会において、委員長に泉田重章君、副委員長に山崎博文君が互選されましたので、報告いた

します。

◎議会報編集特別委員会委員の選任について

○議長（吉田数博君） 日程第6、議会報編集特別委員会委員の選任についてを行います。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。
(午前11時09分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時10分)

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。議会報編集特別委員については、先に各常任委員会で推薦をいただきましたので、これに基づき議会報編集特別委員にお手元に配付のとおり鈴木幸治君、渡邊泰彦君、松田孝司君、泉田重章君、佐々木勇治君、平本佳司君を指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました諸君を議会報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。これより委員の方は、2階中会議室2にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ここで暫時休議いたします。
(午前11時11分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時32分)

○議長（吉田数博君） ただいま議会報編集特別委員会において、委員長に鈴木幸治君、副委員長に佐々木勇治君が互選されましたので、ご報告いたします。

○議長（吉田数博君） ここで議会運営委員会開催及び昼食休憩のため、午後1時まで休議といたします。

議会運営委員会の方は直ちに2階中会議室2にご参集ください。
(午前 11時33分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 1時00分)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町一般会計補正予算（第6号）について、専決処分の承認を求めるものであります。内容については歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4400万5000円を減額したものであります。

歳入の主なものは特別地方交付税8億6638万5000円を増額、東日本大震災復興交付金基金繰入金6億1829万9000円を減額したものであります。

歳出の主なものは減債基金積立金5億円を増額、防災集団移転促進事業の公有財産購入費7億662万7000円を減額したものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは事項別明細書により主なものについて説明申し上げます。

8ページをお開きください。款2地方譲与税、目1自動車重量譲与税224万6000円の増から、9ページに入りまして款7自動車取得税交付金131万円までの増でございますが、各交付金等の額確定による増減でございます。

次に、款9地方交付税、項1地方交付税8億6638万5000円の増でございますが、震災に係る特別地方交付税でございますして、3月交付とこちらも額確定によるものでございます。

10ページをお開きください。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金7994万9000円の減であります。節1総務費国庫補助金、福島再生加速化交付金7929万3000円の減は、事業者向

け浄化槽等導入支援事業7017万3000円の減、他2件でございまして、事業費確定による減額でございます。

次に目2民生費国庫補助金1億642万円の減額は、節1社会福祉費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事務費補助金が8922万円の減、節5子育て世帯臨時特例給付金給付補助金が1720万円の減で、両補助金とも額確定による補助金の減額でございます。

次に項3委託金、目1総務費委託金451万5000円の減額は、節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金で、防火帯整備事業2623万6000円の減、他11事業の減額。また、絆再生強化事業2812万5000円の増、他2事業の増額。計15事業の事業費確定等による増減でございます。

次に、11ページに入りまして、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金3797万4000円の減の主なもの、節4災害救助費等県負担金3750万円の減で、記載のとおり災害弔慰金等の額確定による減額でございます。

次に、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金2232万4000円の減額は汚染防止実証補助金で、こちらにつきましても事業費確定による減額でございます。12ページをお開きください。項3委託金、目1総務費委託金1438万3000円の減は、こちらは記載のとおり平成26年度に執行いたしました福島県知事選挙及び衆議院議員総選挙の委託費でございまして、こちらも額確定による減額でございます。

次に、款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金639万5000円の増は、こちら説明に記載のとおり各基金の利子でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧復興基金繰入金4257万6000円の減は、復興計画策定事業1650万8000円の減、他8事業の事業費確定等による減額でございます。補正後の基金残高見込額は67億5245万4000円でございます。次に目3東日本大震災復興交付金基金繰入金6億1829万9000円の減は、防災集団移転促進事業で同じく事業費確定等による減額でございます。補正後の基金残高見込額につきましては30億686万7000円でございます。

14ページをお開きください。ここからは歳出の説明でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費350万円の減、こちらは賃金と事務費の精算見込みによる減額でございます。次に目8企画費4984万6000円の増の主なものでございますが、節25積立金で浪江町復旧復興基金積立金で4500万円の積み立て及び同基金利子積立481万5000円でございます。次に、目12減債基金費5億4000円の増は起債償還のための同基金への積立金でございます。補正後の基

金残高見込額につきましては6億39万円でございます。

次に、15ページに入りまして項4選挙費、目2福島県知事選挙費648万3000円の減。

17ページに入りまして、衆議院議員総選挙費965万2000円の減につきましては、こちらの歳入で説明のとおり両選挙費の額確定によります減額でございます。

次に18ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費5億30万2000円の増の主なものでございますが、こちらは積立金でございます。地域振興基金及び地域福祉基金へそれぞれ2億5000万円を積み立てるものでございます。地域振興基金補正後の基金残高見込額につきましては6億2674万1000円、地域福祉基金補正後の基金残高見込額は6億6579万3000円でございます。

次に19ページに入りまして、目7臨時福祉給付金事業費8875万円の減額、さらに項2児童福祉費、目5子育て世帯臨時特例給付金給付事業費1720万円の減額は、こちらも歳入で説明のとおり各事業費の確定による減額でございます。次に、項3災害救助費、目1生活支援事業費1793万6000円の減額。

さらに20ページに入りまして、目3南相馬出張所費121万4000円の減額でございますが、こちらにつきましては主に事務費等でございます。次に、目6災害救助対策費3890万円の減は、扶助費、災害弔慰金及び津波被災者見舞金の減額でございます。こちらも額確定によるものでございます。

次のページに入りまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費1億1030万6000円の減は事業再開向け浄化槽設置補助金の減額で、こちらにつきましても事業費確定によるものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3農地費2199万6000円の減の主なものでございますが、水路除染実証実験委託料2200万円の減額で、こちらも同じく事業費確定によるものでございます。

次に、22ページをお開きください。款8土木費、項4都市計画費、目5防災集団移転事業促進事業費7億662万7000円の減は、公有財産購入費の減額でございます。次に、項5住宅費、目2復興公営住宅費1967万円の減額は、こちらは説明に記載のとおりでございます。現況調査測量業務委託料以下5事業の事業費確定による減額でございます。

次に、23ページに入りまして、款9消防費、目2非常備消防費250万円の減、さらに目3消防施設費247万5000円の減、目4防災対

策費4269万円の減につきましても事業費確定、事務費等精算見込みによる減額でございます。

最後になります、24ページに入りまして、款14予備費につきましては461万2000円の減額であります。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 専決ということで委員会審査もないままの議案上程ということでありますので、若干質問したいと思っております。まず9ページの特交8億6600万円の増額であります、課長説明のとおり確定によるものだということですが、平成26年度における特交の追加交付はないのかどうか。文字どおり平成26年度分としてはここで止まるというものなのかどうかということなのです。

それから、10ページの福島復興再生加速交付金約8000万円の減額補正であります。歳出でも説明がありましたけれども、再開事業者のための浄化槽設置で事業確定によるものだということです。改めてお尋ねしておきたいと思うのですけれども、事業再開に伴う合併浄化槽の申請件数は何件であったのか。

そして減額専決でありますけれども、これは申請どおり事業確定して事業精算等によるものなのかどうかということなのです。なお、ついでに平成26年度の実績を踏まえて新年度の状況についてご説明をいただきたいと思っております。

それから、弔慰金関連で歳入歳出とも減額であります。弔慰金に関してですけれども、いわゆる弔慰金確定通知に伴う異議申し立て件数はあったのかなかったのかと。端的にお尋ねしますけれども、その件数と異議申し立ての概要です。もしあったとすれば、そのことについてお示しいただきたい。それは11ページです。

それから、同じく11ページで汚染防止実証補助金、これも2232万4000円ですけれども、実証事業の結果についてお示しいただきたい。

それから繰入金のところ、復旧復興基金繰入で4200万円の減額補正、専決でありますけれども、その補正後の基金残高は67億5200万円です。復旧復興事業の全体の事業計画と復旧復興基金手当ての現状と今後の見通しについてお示しいただきたい。それは同じく13ページの東日本大震災復興交付金繰入についてもそういう問題が出てきますけれども、全体の状況ですから12ページのところで概要を示していただきたい。

それから17ページで、衆議院選挙の精算が補正として計上されて

おります。衆議院選挙、多分私の記憶では浪江町は投票率50%切ったのではないかと、47%という記憶があるのですけれども、投票率はいくらであったかということと、これは前の参議院選挙の時にも浪江町は、全町避難ということもありますから、やむを得ない事情は客観的にあると思います。しかし、基本的人権の行使の問題として、行政側として出来るだけ参政権を保障する、そういう行政対応をすべきではないかということで具体的な改善を求めておりました。具体的な改善の中身と結果について、あるいはそれとあわせた反省点についてお示しいただきたい。

それから18ページで、地域振興基金、それから地域福祉基金それぞれ専決の段階での残高が示されました。これも全体状況と今後の予算との関係で、あるいは町民要求との関係でそれぞれの基金がどの程度になっているのかということについても専決された今後の問題との関係でお示しいただきたいと思います。

それから21ページ、先ほども実証事業についてお尋ねしましたけれども、農林水産事業のところで水路除染実証実験委託料、多分津島帰還困難区域も含めて水路除染等の計画があって事業確定されたということだと思いますが、水路除染実証事業の結果で今後の復興復旧あるいは帰町の問題を考えるには非常に重要な事業の一つではないかと思います。実証実験事業の結果の問題についてお示しいただきたい。

それから22ページです。土木費で復興公営住宅で現況調査事業委託料あるいは全体計画委託料等々が示されております。これは災害公営住宅ではなくて復興公営住宅ということですので、現況調査の結果とそれから全体計画は、新聞等に報道されておりますとおり復興住宅を希望する需要とのミスマッチがあると。どうしても浪江町民の場合は戸建てを希望するということもあって、つい最近の報道でも申し込みに対して1割を切っていると。0.2とか0.3という状況も報道されました。従って、復興公営住宅全体計画そのものについて委託発注されたわけだけでも、計画全体の見直しについてどのように検討されているのか。あるいは県との関係でどのような意見調整をされているのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご答弁申し上げます。始めに9ページの特別地方交付税の件でございますが、平成26年度の地方交付税の全体と言いますか、普通地方交付税が26億6781万7000円でございます。特別交付税でございますが、通常の特別交付税こちらは1億3875万3000円、今回の復興の震災による特別交付税が32億6620万

3000円でございます。こちらの追加とか変更があるのかというご質問でございますが、一応こちらの申請に基づきまして3月交付まであります。その中で、翌年度もしくは翌々年度に当然交付税の検査がございます。道路の延長であるとか、いわゆる人口等々でございます。そういうものの交付税の検査がございまして、多少の増減はございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご説明いたします。

10ページの福島再生加速化交付金の減ということで、この事業の実績としてどうであったかということでございますが、今回の専決補正につきましては、当初23事業者で計上したわけでございますが、実績を踏まえまして実績の業者が5事業者という形で今回補正減となったところでございます。

それから、平成27年度はどうなっているのかというご質問でございますが、平成27年度につきましては、現在14事業者で予算措置しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 異議申し立ての件数でございますが、平成26年度については1件ございました。その詳細については、現在ちょっと調べなければなりません。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 水路の汚染防止実証につきましては、平成26年度3カ所の水路で実施いたしました。靱殻をネットに入れて並べるというやり方なんですけれども、ネットを越流しなければセシウムは取れるという結果が出ております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは12ページでございますが、浪江町復旧復興基金繰入金、議員お話のとおり67億5245万4000円の現在の残高でございます。今、この基金につきましては主に補助関係、いわゆる加速化交付金等と一般の補助裏分に主に充当しているところでございます。

今後でございますが、ますます増加する復旧復興事業並びに町民の避難支援へ対応するための財源でございますので、積極的に充当していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

さらに17ページでございますが、衆議院議員総選挙の投票率でございますが44.25%、こちら小選挙区でございます。44.25%でございます。震災前から比べるとご指摘のとおりかなり低い数字となっている形になってございますが、それで対策でございますが、いわ

ゆる従前からでございますが、仮設からのバスの運行であるとか投票所の設置。2つの選挙ございましたが、郡山において、一つは投票所が中々見つからなかったということもございまして、一度本宮市にお願いした経過がございますが、その後につきましては、何とか商工会館で郡山市については投票所を設けた経過にございます。中々ビッグパレットとか、郡山市だけ申し上げて申し訳ないですが、あるんですが、かなり施設が埋まっている状況にあります。しからばということで、いわゆる郡山市内から離れた場所にはあるのはあるのですが、そちらのほうの利便性とかそういうものがかなり厳しいところがありまして、今後につきましても、今年も2つの大きな選挙を控えてございますので、そういう部分は早めに手当てをしていきたいと考えております。その他広報等々におきましても十分周知期間をもちまして、投票率向上のために今後も努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

さらに18ページの地域振興基金並びに地域福祉基金でございますが、こちらにつきましては、今回2億5000万円それぞれ積み立てをしまして6億強の残高となつてございます。その上でなのですが、こちらは基本的に福祉目的の基金でございますので、毎年こちらから充当はしてございます。若干その余談ということではないのですが、こちらにつきましては、基本的に上限というものは設定してございませぬので、こちらにつきましては、適正に運用できるように今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 先ほど歳入のところでお答えしたとおり、越流しない部分については100%取れるという結果が出ております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは22ページ関係の復興公営住宅費についてご説明申し上げます。

現況調査測量業務等、公営住宅全体計画策定業務、不動産鑑定等の精算分を計上させていただきました。この中で、ご指摘いただきました復興公営住宅の希望する町民との乖離の問題でございますが、ここに計上しておりますのは町内の公営住宅の整備関係の測量及び地盤調査等の委託料でございます。この部分につきましては、防災集団移転者の聞き取り調査や町内に公営住宅の入居を希望する住民の聞き取り調査、意向調査等々から整備戸数を出しております、その分を計画に反映させているところでございます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 4月1日に人事異動があつて各課長さん方は初デビューということで、私も遠慮しながら質問しておりますので、どうぞ課長の皆さんも緊張しないで、町民に説明しているつもりでお話をいただければと思います。

最後のほうからいきましょう。復興公営住宅の専決処分の問題で、これはいわゆる県の復興公営住宅の事業ではなくて、町内に計画をしている復興公営住宅の事業だということでもあります。このことについては当初予算でもご説明がありましたし、その後の全協でも説明がありました。ここで1点だけ、先ほども申し上げましたけれども、復興公営住宅の需要と供給との関係では基本的には計画が遅れていると。事業の具体化が遅れているという大きな問題があるわけですけれども、浪江町としてもこの事業については今後ということになるわけですが、これは平成27年度完成を目途にしているのかどうかと、完成の見通しの問題です。

あと、これまでの需要と供給から出てきている問題では、戸建て住宅を町民は希望している。あるいは災害被災者、戸建てを希望しているということで計画と住宅申し込みに大きなギャップが出てきているという問題があります。そこで、町内に建設する住宅についても町民から十分意向調査をした上で計画、戸建ても含めて計画の見直し等も柔軟に対応すべきではないかと私は思いますけれども、いかが対応なされるのかお答えいただきたい。

それから、水路実証事業についてでありますけれども、袋を靱殻に詰めてセシウムの除去を試みた。効果があつたというご答弁でございますけれども、具体的に水路実証事業で数値の上でどういう効果が表れたのかと。それが実証事業の中身だと思うのです。お示しいただきたいと思います。

それから基金の問題では、色々お答えいただきましたけれど、一つは、今回の専決で幾つか基金の項目が挙げられておりますけれども、補正予算の専決でありますけれども、基金が現在全体でどの程度あるのかということと、あとこれ全体に関係する問題でもあるわけですけれども、被災者は就労不能損害等の打ち切りや営業損害賠償等の打ち切り素案の提示等、様々な不安があると。その上で、町としては事業計画は今後を持ち越されるというか、その大部分は今後の事業ということになるわけですけれども、町民の生活支援に充当していきたいというお考えは分かりましたけど、改めて基金は増える一方で、町民の生活再建を求める、あるいは帰町を進める。そういうこととの関係で、中々町民にはどういう金の使われ方がして

いるのか、どういう支出を考えているのかということについては明確では無いと思うんです。国の復興事業との関係もありますけれども、町としては今後の復興再生にどの程度の事業を考えているのか。それとの関係で基金をどの程度積み増ししていくのかと。そういう相関関係がないと、全町民避難の中で町の基金だけが増えていくと。そういう言ってみればアンバランスな状況も考えられるということですので、今後の方向等も含めてお示しいただければと思います。

それから、弔慰金の問題ですけれども、詳細については異議申し立ての中身、お聞きするつもりはありません。ありませんけれども、弔慰金の認定に対して異議ありという具体的な問題というか基本的な問題はどこにあるのかと。認定されなかった大きな要因はどこにあったのかということぐらいはお示しいただければと思います。

それから、浄化槽設置の申請と結果については、23件に対して5件、平成27年度は14件を計画しているということですが、これは平成26年度の未実施事業を合計しても無確定が5、平成27年度の計画が14ということですから、平成26年度の計画23件との関係でも差が生まれている。これは行政の立場からの申請件数だったのか。それとも事業者の調査を踏まえた上での申請だったのか。そういうことも踏まえて今後の事業対応に影響してくると思いますのでお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 町内に整備する復興公営住宅の需要と供給の関係で完成の見通しはということですが、町内に整備する部分、造成工事も含めて考えますと、平成28年度までは若干間に合わない可能性もございます。従いまして、雇用促進住宅等の改修も含めて利用できる状態にしたいと考えております。

さらにその戸建ての住宅の希望が多いのではないかという意見でございますが、町内に整備予定の部分につきましては、現在戸建ての計画で進んでおります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 水路の実証実験についてお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、30cmほどのネットに靱殻を入れて水路に縦に並べます。いわゆる堰を作るわけです。その堰の水が通過しているうちはセシウムは100%除去できる。ただ、それを越流してしまう部分、大雨などによってそれを越流してしまう部分がそれでは対応できないというところなんです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは基金の関係についてのご質問です

が、私から今現在の基金の状況と申しますか、残高を申し上げます。現在17基金がございます。それぞれ今回補正等に組みましたものは補正後の残高出ておりますが、総額で145億8886万3000円でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、基金の増額しているということで、これからどのようなものに使うんだということでありませうけれども、これは基金の目的に沿った中で、それぞれの基金で使っていきたい。今、私どもの置かれている立場は復旧のスタートラインに今ついているという状況ですので、これから復興計画に基づいていろんな事業、いろんな施設そういうものを整備していかなくてはなりませんので、そちらに基金の目的に沿った中で重要度を考えながら基金を取り崩していきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 先ほど弔慰金の関係で1件あるという件につきましてですが、どうしても双葉地方災害弔慰金審査委員会においてその都度個別のケースにおいて判断をいただいております。ただ、その中でもそのケースは死亡原因が震災の避難と関連性がないという審査委員会の結論になったものでございまして、それが納得いかないという話だったと思っております。一般的に災害弔慰金の支給審査委員会で判断をするのですが、どうしてもこれは例えばの話ですけれども、例えば「がん」だったという場合に、それが原発の避難に由来するものかどうかというのはどうしてもかなり医者の間でも審査会の間でも中々判断が難しいという状況でございまして、それが原発の避難に由来するものでないという判断をされるケースもあります。という状況でございまして。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答え申し上げます。事業再開の浄化槽の設置補助金の事業所の数の関係でございまして、平成26年度につきましては5事業者ということでこれは実績数でございまして。平成26年の予算要求する時は23事業所ということで、各社からやりたいと、実施したいということで見積もりを徴収した額を計上したところでございまして、年度末になりまして5事業所になったということでこのような形になってます。

平成27年度の14事業者がどのような関連、平成26年から27年の関連性があるのかということでございまして、あくまでも平成26年は希望を取った結果、各業者が5事業所になった。平成27年度につき

ましては、14事業所から希望があるということで、平成26年と27年の事業者の数が物理的に翌年度にスライドするということではございません。あくまでも事業者の希望というか、見積もりがあるといったところを積み上げた数字ということでご了解していただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 事業再開計画に伴う浄化槽設置の問題でありますけれども、上下水道が使えないという状況の下では合併浄化槽の設置がベスト以上の事業内容だと私は思っております。併せて、浪江町の事業再開件数が3月議会でも町長から報告ありましたけれども、15事業所19店舗という報告がありました。浪江町の事業再開、避難先も含めて約3割だという状況を考えれば、一方では帰りたいけれども帰れないという問題と合わせて、帰町再開を計画している事業者に対しては、立ち後れの無いようなそういう事業の手当てをする必要があると思うんです。

従って、事業者の申請に基づくものだという事ではあるにせよ、今後の浪江町の整備計画との関係で合併浄化槽の整備事業というのはやっぱりますますクローズアップされてくるのではないかと。従って、今後の取り組みの問題としては商工会とかあるいは関連業界との協議をした上で問題の無いような対応が求められると私は思うのですけれども、今後の対応についてお聞かせいただければと思います。

それから異議申し立て、災害弔慰金、異議申し立ての件でありますけれども、異議申し立てをして再度審査会にかかるということだと思うのですけれども、審査会としての最終結論は出ているのかどうかということについてお示しいただきたいと思えます。

それから、衆議院選の投票率向上の問題について、総務課長から答弁ありました。衆議院選小選挙区で44.25ですから、多分ワースト2か、3だったのかな。決してこれは行政だけの責任ではないというふうに思いますが、全町避難、もう広く分散しているということを考えれば、投票に参加しやすい、政治に参加しやすい、そういう条件整備をするというのが行政側に求められる対応ではないかと。郡山の件について反省されました。これは決して郡山だけの問題ではないと考えております。今年は、お答えのとおり、町長選挙と県議選があるわけです。そういう意味では最も身近な選挙でもあるので、投票率向上に対して避難町民の意見を聞くなど、具体的な対応をしていく必要があるのではないかと。これはやっぱりどこにいても町民と、浪江町民という基本理念からもこのままではち

よっと行政の対応に問題ありというか批判されるそういう一面もあると思いますので、改善、取り組みを強く要望しておきたいと思います。お答えは要りません。

それから、水路実証事業について、ネットに靱殻を詰めてその限りでは100%除去されたけれども、大雨の際にはこれは流されて全然だめだったという答えです。靱殻による除去、これは100%除去だから効果的な方法だと思いますけれども、聞くところによると靱殻ではなくて別な素材を使ってセシウム除去の実証に取り組むという検討もされているというお話も聞いたわけですがけれども実際はどうであったのか。今後の対応も含めてこれで最後ですのでお答えをいただきたい。

それから、町営住宅の問題でこれは28年度中には復興公営住宅の完成、町内の完成は難しいということです。これは帰りたいということで希望されている町民ですから、27年度ほとんど1年が残っていると、10か月が残っていると。28年度ということは29年3月においても完成が難しいということなので、これは万難を排して早期建設に取り組む必要があるのではないかと。

それから、雇用促進住宅についても修理をして入居できるように検討したいということですが、この雇用促進住宅の修理の問題についてはどこまで事業が進んでいるのかについてお答えをいただきたい。

それから、復興計画と基金の問題について町長は当然のことながら基金は目的に沿って充当していきたいというお答えでした。それで、復興計画もまだ粗々だと思いますけれども、町民の生活を再建するという基本的な立場で様々な基金を充当すると。言ってみればどこかの政党がかつてキャッチフレーズにしましたけれども、コンクリートから人へと津波やあるいは前代未聞の災害に遭った復興復旧ですから、コンクリートも必要だと思いますけれども、その中にあっても町民の生活再建に充当すると。町民の生活再建を最優先的に復興再生を図っていくという基本姿勢が改めて求められているのではないかと。145億8800万円これから更に様々な交付金の積み回しが行われると思います。事業の全体計画については今ここで示すわけにはいかないと思いますので、基本的な考え方についてだけ改めてこの際町長からお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答えいたします。事業再開向け浄化槽設置補助金の今後の対応はどうかというご質問でございますが、あくまでも町としては事業再開する事業者につきまし

ては、今まだ下水道が供用開始できない状況にあっては、この浄化槽設置補助で事業の再開をしていただくということで商工会等と連絡を密にして対応してまいりたいと思っております。

あくまでも上下水道、特に公共下水道が供用開始するまではこの事業で設置して事業再開をしていただくという町の方針でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 災害弔慰金の件についてお答え申し上げます。

先ほどの1件の話ですが、再審査においても不認定でございました。その際新しい事実確認といえますか、新しい書類の提出を求められるわけですが、その追加の書類が提出できなかったために再審査においても不認定ということでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 水路除染の実証実験についておがくずで検討しているかというご質問ですが、おがくずでは考えておりません。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 町内の公営住宅の整備関係でございますが、整備手法等についても検討しながら早期建設を目指していきたいと考えております。

それから、雇用促進住宅の整備がどこまで進んでいるのかということでございますが、診断関係は全体計画の策定業務の中で終わりました。その中では躯体の劣化調査や被災の診断調査等々行いましたが、一部補修で活用できる見込みでございました。これを受けまして現在厚労省並びに機構のほうと譲渡条件も含めて協議中でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 基本的な考え方でありませけれども、先ほど答弁申し上げましたように、インフラの復旧がまず大事だと思います。それから生活基盤整備の整備施設そういうハードの面、それがやはり復旧が見える形になります。そういう形でインフラの復旧、生活基盤の整備施設そういうものを最重要課題にしながらこの基金を使っていきたい。

更には、医療福祉を含めたサービス機関のいわゆるソフトの面ですね。そういうものを重視していくということ、これも最重要課題になってくると思いますので、議員お質しのとおり生活再建そして生活支援のために、この基金を有効に使っていきたいとこのように

考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） その他質疑ありませんか。

〔「復旧事業課長、質問聞き違いで」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 一応、終わったものですから、あと担当者から直接答弁させるように馬場さんのほうでご手配お願ひします。

続いて10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 先ほど馬場議員の質問でもあったのですが、水路除染の実証実験これは2200万円ということで減額になっています。これ私ちょうど現場で実験方法見ていたんです。それで予算取りする時も、おがくずだということでちょっと気になっていたものですから、ずっと半日、おがくずではなくて粃殻、粃殻があまりよなくてかんなくずが良いと、そこでやっているいろんな実験をされていてかんなくずが良いというところまで私結構時間かけてそこで眺めていたんですけれども、やはり専決処分という形でやっているの報告事項だけではなくて、やはりどういう実験でちゃんとこうだったかということを確認に書類だけではなくてやっていただけないとなんのための専決で金額が出ているのか分かりませんので、多分そういうような報告事項を書いたかどうか分かりませんが、やはりすごい額の研究をしているかと思ひます。その辺十二分に検討してからここに説明していただきたいなということで、よろしくお願ひします。

実証で良かったのは、かんなくずが一番良かったと私にそこで言っていました。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） おがくずで実験していたという、実は私把握しておりませんでしたので、その辺をもう一度、結果は残っていると思ひますので、その辺もう一度結果をよく精査したいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。
-

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6000円を増額したものであります。

歳入の主なものは、文化及びスポーツ振興基金利子6000円を増額したものであります。

歳出の主なものは、基金積立金7000円を増額、予備費1000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。
-

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4460万8000円を減額したものであります。

歳入の主なものは、県支出金2000万円、共同事業交付金2484万7000円を減額したものであります。

歳出の主なものは、予備費4541万1000円を減額したものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第6号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万4000円を増額したものであります。

歳入の主なものは、事業勘定繰入金40万4000円を増額したものであります。

歳出の主なものは、予備費40万4000円を増額したものであります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第6号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第11、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万

5000円を増額したものであります。

歳入の主なものは、公共下水道事業基金利子2万5000円を増額したものであります。

歳出の主なものは、公共下水道事業基金積立金234万7000円を減額、予備費234万7000円を増額したものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第12、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1224万2000円を減額したものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1229万6000円を減額したものであります。

歳出の主なものは、予備費1227万4000円を減額したものであります。よろしく願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 専決の歳入歳出まったく2つ、3つの項目だけでありますので、介護事業全体は把握していませんけれども、歳入のところで現年度調整交付金1229万6000円の減額であります。
ご承知のように、介護認定者数それに伴う介護保険の利用がある意味では急増しているとそういう状況におかれております。
一方では、専決で介護の調整交付金が1200万円ほど減額されたということだけを見ると、介護保険事業の現状との関係で不自然かなと考えるものですから、全体の事業と利用とそれから国庫支出金減額との関係について、精算と言われればそれまでなのですが、今少しそういう状況にあってこういう専決をされたのかということをお示しをいただきたいと思います。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。
- 介護福祉課長（佐藤祐一君） 確かに介護保険の受給者数は増加をいたしております。ただこの減額は全体で20億円位の標準給付費に対する普通調整交付金の算定額の決定でございますので、これは1200万円という額ではございますが、交付金の額の確定という理由だけでございます。
- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第13、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題としま

す。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されたことに伴い条例の一部改正をしたものであります。詳細については町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） ご説明いたします。本案は平成27年度地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号が国会において平成27年3月31日可決成立し、同法律及び関係法令が同月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行され地方自治法第179条第1項の規定に基づき、浪江町税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第7号資料の新旧対照表のほうでご説明いたしたいと思いません。

2ページをお開きください。31条第2項下のほうにありますが、「ホ」は、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について資本金又は資本準備基金を欠損の補填又は損失の補填にあった基金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備基金を資本金とした金額を加算するというものでございます。

4ページをお開きください。31条第4項は法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金の額について資本金等の額が資本金と資本金準備基金の合計額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算を使うということでございます。

33条第2項は、所得割の課税標準の算定方法について所得税法第60条の2から60条の4までの規定による計算によらないとすることのようでございます。具体的には、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定により計算することになりますが、個人の住民税においては、賦課基準日が1月1日となっておりますから、課税ができない所得税の計算と異なるということが書いてございます。

36条の3の4項は、所得税法の一部の改正に伴う規定の整備でございます。いわゆる条項がずれました。

5ページをお開きください。48条第6項これも同じく引用条項のずれが生じたためのものでございます。

6 ページをお開きください。50条3項これも引用の条項にずれが生じたためでございます。

7 ページをお開きください。附則第7条の3の2第1項、これはいわゆるローン減税の項目であります。個人住民税の住宅借入金と特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を41年度まで延長するというものでございます。

附則第10条の2につきまして、地方税法附則第15条及び第15条の8の規定ですが、課税標準の特例割合を定めるものでございます。

条例附則第10条の2第6項については、地方税法附則第15条第18項の規定によるところです。

課税標準の軽減税率について都市再生緊急整備地区においては、最初の5年度分について浪江町においては5分の3、特定都市再生緊急整備地域においては、最初の5年度分につきましては2分の1としたものでございます。

次のページになりますが、条例附則第10条の2第7項及び8項については地方税法附則第15条第30項及び31項の規定によるところでございます。

津波防災地区づくりに関する法律に規定する津波災害危険区域において、町との管理協定の対象となった津波避難施設の用に供する家屋のうち、避難用部分及び当該避難施設この辺が第7項の部分なのですが、それとその敷地内において新たに設置された避難の用に供する一定の償却資産についての課税標準率の軽減率について浪江町においては2分の1としたものでございます。

9、10、11については条文のずれによるものでございます。

条例の附則第10条の2第12項については、地方税法附則第15条31項の規定によるところです。

高齢化が急速に進展する中、バリアフリー化された居住空間で日常生活を営むために必要な福祉サービスが受けられる高齢者向け住宅の供給、促進を図るため、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、福島県の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸屋住宅について課税標準の軽減率を最初の5年間浪江町においては3分の2としたものでございます。

続きまして、8ページの附則第11条は、土地に対する固定資産の特例について平成29年度まで延長するものでございます。

同じく11条の2については、土地の価格の特例について平成29年度まで延長することといたったものでございます。

9 ページをお開きください。附則第12条は宅地に対する固定資産税の特例について29年度まで延長するというところでございます。

11ページをお願いします。附則第13条は農地に対する固定資産税の特例について29年度まで延長することです。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について平成29年度まで延長することです。

12ページをお願いします。附則第16条は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について平成27年度の軽自動車税について軽減措置を講ずるとしたものです。

電気軽自動車及び平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量が当該基準で定める窒素酸化物の値の10分の9を越えない天然ガス軽自動車について税率の概ね10分の75を軽減するとしたもので、具体的には軽自動車の税区分ごとに三輪のものが3900円から1000円、四輪の乗用、営業用が6900円から1800円、同じく自家用が1万800円から2700円、四輪の貨物用の営業用が3800円が1000円、同じく自家用が5000円から1300円に軽減するというものです。

2項目は、基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の102乗を乗じて得た数字以上の乗用車の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの又は基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率へ100分の135を乗じて得た数字以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについては、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減するとしたものです。

具体的には、軽自動車税の区分ごとに三輪のものが3900円から2000円、四輪の乗用、営業用が6900円から3500円同じく自家用が1万800円から5400円。貨物用の営業用が3800円から1900円、貨物用の自家用が5000円から2500円に軽減するというものです。

3項目は、基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの。又は基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数字以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる三輪以上の軽自動車について概ね100分の25を軽減するものです。

具体的には、軽自動車税の区分ごとに三輪のものが3900円が3000

円、四輪の乗用営業用6900円から5200円、同じく自家用が1万800円から8100円、貨物の営業用が3800円から2900円、貨物用自家用が5000円から3800円に軽減するというものでございます。

本条例の施行期日については、一部の規定を除き平成27年4月1日から施行いたします。

以上で提出議案の説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 承認第7号地方自治法改正に伴う町の税条例の改正についてであります。

去年も、毎年今の時期専決で地方自治法改正に伴う税条例の改正専決処分案が提案されてきたわけですが、去年のこの議案審議でも条例、条文をずらずら読まれただけでは何がどう変わったのかさっぱりわからないと。従って本宮市や二本松市議会の条例改正の行政当局の資料添付等も参考にしながら、是非我々議会で税条例改正について内容が把握出来るものに改善してもらいたいという提案、要望をしてきました。結果何も改善が行われていないというのは今説明報告があったとおりです。私を除いてそれぞれの議員は理解されたのかも知れませんが、私は本当に課長の話聞くだけで精一杯、かなり私要点メモが好きだからやるほうなのですが、要点メモも中々できないということです。

町長、税条例改正に限ったことではないのだけれども、やはり我々は議会に提案されたものを十分可否の判断すると。十分審議をすると。十分審議をする資料については沢山の資料は要りませんが、分かりやすい例として税条例改正等についてこの条文についてはここがこういうふうに変わりますよと。書いたもので提案理由の説明をお願いしたい。これはできない話ではなくて他の市町村、市町村というところは調べていませんが、少なくとも本宮、二本松においてはそういう資料添付による説明をしております。そういうふうには改善を求めたいと思うのですが、町長以下容認判断するかお答えをいただきたいというのが基本的な問題です。

それで、今内容を把握できないで質問するというのも私としては些か執行者の皆さんに申し訳ないと思うのですが、今言った事情も含めて分かっていないということを前提にして質問したいと思います。

まず2ページから3ページにかけて新旧対照表があります。ざっ

と見たところ、右も左も同じ金額なのです。これが何がどう変わったのですか。先ほど説明したとおりだと言われればそのとおりですけれども、私は内容把握できませんでした。ということで第1点。

それから、4ページ所得割の課税標準について個人住民税については、課税できないという説明がありました。所得税、所得割のあるものについてはこの改正に基づいて所得割に課税するんだけど、個人住民税については、課税できないという説明がありましたが、第33条の2項というのとは一体どういう条文なのか。個人住民税は課税できないということは、この条文上どういうふうに理解すればよろしいのか説明をお願いしたい。

それから、途中も分かりませんでした。それで最後のところで12ページ、13ページで軽自動車税の税率の特例について説明がありました。話聞いていて思い出したのですが、去年の税条例改正でいわゆる左側の改正額が提案されたのです。私はこれは庶民が利用する軽自動車税の増税についてはもっての外だと、それだけではないと思うのですが、去年の軽自動車税の改正が国民的な批判を呼んで、国会においても議論をされてこういう改正がなされたということです。例えば先ほど私がメモしたのは、13ページの参考の2番目のところ、貨物用の自動車については6900円が5200円になると。それから一番下の貨物用自家用については5000円が3800円になると。同様に12ページから13ページまで右欄に掲げる課税額になるということで減額をされました。

要するに、この一覧表では右と左を比較すれば、説明のとおり減額なんだなということくらいは分かります。けれどもどの車種においてどうなのかということは、分からないんですよ、町長。だから、資料による改正のポイントについて説明をしてもらいたい。このことを聞いて去年も同じような提案をしました。

以上、答えられる部分についてはお答えいただきたいのですが、我々議案を審議することが仕事です。審議する中身において理解できないまま質問するというのも大変自分の勉強不足を露呈するみたいで恥ずかしいのですが、同時に行政側としても改善できるわけですから、是非改善してもらいたいということを要望ではなくて、質問を重ねていたしまして、この件に関する質問をしたいと思います。

お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。確かに条例と言いますと、大変専門用語が入ってきまして、特に税関係これは一般の方、私もも含めて中々理解しづらい点があります。そういうことで1条1

句精査をするのにも大変なエネルギーが必要かと思っておりますので、是非分かり易いような資料を添付している町村があればそれを参考にしながら研究してみたい。そういう考え方を今議員のお質しでもちました。そういうことで特に法律用語、専門用語が入ってきますので何処まで噛み砕いたものになるかどうか分かりませんが、できるだけ皆さんが審議できるような分かり易いものを出していきたいということで、今後研究課題の一つさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） ご説明申し上げます。まず2ページから3ページにかけてのことでございますが、基本的に「ホ」の資本金等の額を説明した部分だったのですが、右側というか旧の部分は法人税法第2条ということで参照してございますが、新しい法律につきましては、法第292条となつてございます。これは今まで条例のほうが法人税法を参照しまして資本金等の額を流用していたわけですが、この度地方税法のほうに新たに定義が増えました。参照先を変えたという意味でこの条文がまるっきり違う部分を参照しているような形になっております。

さらに、地方税法で定義された時に、単純に資本金等という表示を仮に欠損をしてそれを資本金から穴埋めした場合には、その分控除しますよということも追加になったということでございます。

続きまして、4ページの中の話だったのですが、これはいわゆるキャピタルゲインというものでして、例えば株とかそういうものを持っている方が、海外に出国して海外に住所を備えて売買してしまうと、日本国に税金が入らなくなってしまうというものを抑えるために所得税法では出国時に課税できる制度を今回作りました。

ただし、個人住民税においては1月1日に住んでいるという基準があるんで課税がかけられないというのを改めて条文のほうで示しているという説明でございます。

あと、12から13ページの車種等についての説明ということなのですが、中々各種メーカーがございまして説明しにくいんでございますが、ご存じのとおり軽自動車は税率が上がったということで、今回につきましては、ある一定の要件を満たせば税金は安くなりますよ。逆に言えば今年買う車をエコカーを買えば高い税金で払わなくも良いですよという説明になるかと思っております。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町長私は行政の立場にいたことはないんですけども、地方税法改正だから財務省かな、総務省ではないよな。財

務省でしょ。いわゆる改正の要点について行政の場合は何でもそうなんですけど、もちろんそれだって中々専門用語使っているから難しいんですけど、少なくともこれよりは生の条文よりは、分かり易い資料はきているんです。それを整理して彼は答弁しているわけだから。そこまでは私も分かるんですけど、さらにもっと要点整理をして条文改正について我々に分かり易いような説明ができるように説明資料の準備をお願いしたい。町長は十分検討するという答弁でしたから、これ以上は申し上げませんですけども、賛成したものか反対したものか分からない、本当に。

ということで、勉強不足を棚上げにしてこういう質問をするというのもまた皆さん方からすると如何なものかと思うかもしれませんが、現場としてはそういうものだとすることを十分ご理解して今後の対応をお願いしたいと思います。答弁いりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第14、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について）ご説明いたします。

本案は、国民健康保険法の改正に伴い、浪江町健康保険条例の一部を改正したものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎議案第57号から議案第59号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） お諮りします。日程第15、議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてから日程第17、議案第59号 土地の取得についてまでを一括議題としたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15 議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてから日程第17 議案第59号 土地の取得についてまでを一括議題といたします。

日程第15、議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町防災会議条例第3条に規定する委員により組織される定数等を一部改正するものであります。

詳細については帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 議案第57号 浪江町防災会議条例の一

部改正についてご説明申し上げます。

資料、新旧対照表をご覧ください。第3条第5項第6号中消防署長を削り、消防長及び消防団長とし、同項8号中自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者を、自主防災組織を構成する者、学識経験のある者、その他町長が必要と認める者と改めるものです。

続いて、同条第6号中2号委員、福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者の5名を8名に、同じく4号委員、町長がその部内の職員の内から指名する者の11人員を16人に改めるものです。

議案に戻りまして、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものです。以上よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16 議案第58号 工事請負契約の締結について（浪江町地域スポーツセンター改修工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第58号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンター改修工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役戸川聡と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、教育委員会教育次長。

○教育委員会教育次長（鈴木貞孝君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的は、浪江町地域スポーツセンター改修工事です。
- 2、施工箇所は、浪江町大字権現堂字下馬洗田5番地2他です。
- 3、契約の方法は、指名競争入札です。
- 4、契約金額は、1億9116万円、内取引に係る消費税及び地方消費税の額は1416万円です。
- 5、契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59-1。東北工業建設株式会社代表取締役戸川聡です。
- 6、工期、議会の議決を得た日から平成28年3月11日まででございます。

次に、議案説明資料のA判をお開きください。工事の範囲について

てご説明いたします。

まず、主な建築直接工事の残工事分につきましてですが、内外装工事については、体育館床等の塗装、仕上げユニットその他工事については、各部屋の銘板取り付け仕上げ、電動式移動観客席については、観客席の取り付け、舞台吊り物、その他工事については、舞台装置の取り付け、体育器具工事については、体育館用具の取り付けです。

次に、電気設備直接工事の残工事の主な工事です。舞台照明設備工事については、舞台照明設備の設置、拡声設備工事については、音響設備等の設置でございます。

次に、機械設備直接工事の残工事の主な工事です。空気調和設備工事については、空調機器点検・試運転調整、衛生設備工事については、一部破損器具取替え、点検・通水調整、屋外給水設備工事については、既存撤去再施工、屋外排水設備工事については、屋外配水管修繕、給湯設備工事については、一部機器類取替え、点検・試運転調整、以上が主な残工事の内容です。

次に、震災による主な改修工事についてご説明いたします。

仮設工事については、メインアリーナ、サブアリーナの全面へ足場を設置し、天井の鉄骨立体トラスや組み立てボルト等の緩み確認点検調整、また天井吊り照明器具の取り付け金具の確認点検調整を行います。金具製建具等の改修工事については、メイン、サブアリーナの既存アルミサッシを撤去したうえでカバー工法による改修を行います。ガラス改修工事については、メイン、サブアリーナの既存ガラスを撤去し、新設取り付けを行います。内外装改修工事については、メイン、サブアリーナ、ステージの床のサンダーがけ、ウレタン塗装を行います。電動式移動観客席については床養生撤去確認のうえ再調整、作動確認を行います。

外構改修工事については、正門の設置、側溝等の改修を行います。カーテン、ブラインド設置工事については、カーテン、ブラインドの新設設置を行います。電気設備改修工事については各設備施工済み箇所についての点検調整を行います。機械設備改修工事については、各設備施工済み箇所についての点検調整を行います。

次に、A3判の資料、右下に図面番号が入っております。その6の資料をお開きください。こちらは浪江町地域スポーツセンターの配置図、案内図です。下の中ほどに四角の中に、この図面中に発生する主な工事範囲が記載されております。

次ページ、11ページをお開きください。1階の平面図です。右側の四角の中に工事範囲を記載しております。大変薄く見づらくなっ

ておりまして申し訳ございません。

まず上段、コンクリート工事から仕上げユニット工事までは残工事、下段、仮設部分からは震災による改修工事となっております。

主な工事といたしましては、タイル工事で床磁器質タイル張り、誘導タイル張りです。塗装工事では木の部分へのポリウレタン樹脂ワニス塗り、メインアリーナのコーナーライン引きです。内外装工事では、床長尺シート張り、タイルカーペット張り、ビニールクロス張り、シャワーカーテン設置等です。仕上げユニット工事では、各種案内表示板、用具ユニット等の取り付けです。

次ページ、図面番号12の資料をお開きください。2階の平面図です。工事範囲としましては、仕上げユニット工事となっております。

続きまして、次の13ページをお開きください。屋根の平面図です。工事範囲は、高圧水洗浄を行います。

続きまして次ページ、図面番号14番をお開きください。立面図です。主な工事は金属工事としてステンレス手すりの設置、仕上げユニット工事としてパネルの補修、化粧板等の補修、軒天の補修を行います。

以上、工事の概要について説明いたしました。今回の改修工事につきましても、現時点で確実に改修、修繕が必要な部分についての工事内容となっております。ただ設置後4年が経過し、通電されておられませんので、既に設置されている設備が正常に稼働するかは実際に通電してみないとわからない状況にあります。

今回の改修によってさらに補修が必要なことが明らかになることも想定されますので、予めここでご説明を申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第17 議案第59号 土地の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第59号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではご説明申し上げます。

議案第59号につきましては、防災集団移転促進事業に伴う移転元の宅地等を取得するもので、取得面積5000㎡を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり浪江町大字請戸長田坊19番1他12筆、面積合計6303.50㎡、取得予定価格1963万6085円、取得の相手方は双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂446番地2、渡邊志津子でございます。別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示した位置図を付けてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、今回の1件を含めまして議決案件となります契約につきましては合計38件、面積29.3ha、率にしまして64.1%ほどの契約状況でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで、産業・建設常任委員会並びに文教・厚生常任委員会の開催のために3時35分まで休議といたします。

なお、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会中会議室3において行いますので、よろしくお願いいたします。

（午後 3時03分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 3時35分）

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一括提案だけれども、議案の審議は一本ずつ。

○議長（吉田数博君） はい。

○16番（馬場 績君） 議案第57号の浪江町の防災会議条例の一部改正について。2点ほど質問いたします。

1点は、ありふれたことですが、定数変更の必要性をどのように考えたのかというのが第1点。

それから、浪江町防災会議条例と一体付加分のものである地域防

災、特に地域防災の中に原発防災もあるわけです。度々福島第一原発でトラブルが起きております。そういったこととの関係で地域防災会議の体制強化もさることながら、地域防災会議の原発編、避難も含めた原発編について早急に完成を見る必要があるのではないかと、いかように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

まず、定数の必要性ということではありますが、今回定数の変更に伴った内容につきましては、2号委員これについては福島県知事の部局ということで、各部局の名称の内容によりまして人数を変更しております。考えておりますのが、相双地方振興局、富岡土木事務所、相双農林事務所、相双保健福祉事務所、相馬港湾事務所、大柿ダム管理事務所、福島県原子力センターを一応考えております。

続きまして、4号委員これについては町長がその部内の職員ということですので、今の浪江町の組織の室、課等の人数を充てております。

あと、原子力の避難計画であります。これについても当然今回浪江町地域防災計画の改定に今回原子力災害対策措置法等によりまして、避難所とかそういうふうなものについての位置付けについては考えていく予定であります。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 知事部局の名称変更並びにそれに伴う定数の配置と、委員の配置ということから定数変更するという答弁でありました。了解しました。

地域防災計画、原発避難を含めた地域防災計画についても鋭意検討するということではありますが、形としては浪江町防災会議において検討されるということなのかどうなのか。新しい体制ができるということであれば、新年度入っているわけではありますが、新年度において地域防災計画の見直しが進められるというふうに理解してよろしいのかどうか。いつ頃まで原発防災について成果品ができるのかどうか。議会並びに町民の前にお示しいただけるのかということについて併せてお尋ねしておきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。今、浪江町地域防災計画の改定について進めているところであります。

今回、この議案の一部改正が可決されれば、5月下旬を目途に防災会議を予定しております。一応2年間かけまして地域防災計画を策定していきたいと考えております。

- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正について
を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議案第58号 工事請負契約の締結について（浪江町地
域スポーツセンター改修工事）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
8番、若月芳則君。
- 8番（若月芳則君） ご質問申し上げます。町民視線での質問と理解
していただきたいと思えます。私もそう専門的ではありませんので。
今回の1億9116万円の入札金額であります。残工事と改修工事と
2つ入っているわけであり。皆さんも私もご承知のとおり震災
途中でストップしたと。おそらく出来高払い的な支払い方法がとら
れていたかと思えますが、要するに3月11日時点で出来高払いだと
すれば、全額支払っていてその残高がこの残工事として残った部分
が一翼を担っている。
それから、改修工事というのは私の理解では震災によって壊れたり、
不具合が生じた。そういうものを直していく部分だろうと思
っております。
そういうところの金額的な分類ができるのかどうか。良いですか。
前は出来高工事ですべてきちっと3月11日時点で、出来た時点の分だ
け全部支払いが終わったのかどうか。また終わっていなかったのか
どうか。その残った部分が残工事としてこっちにも入っているのか
どうか。その理解をいただきたい。
それから、その改修工事の部分でおおよそどの位になるかわかり
ませんが、ここで上げたもの以外にもまた精密に精査してい
けば多少出てくる。そういう可能性があるのかないのか。その辺を
事務方としてどう理解しているのか。このことをご質問申し上げま
す。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育委員会教育次長。

○教育委員会教育次長（鈴木貞孝君） ご説明申し上げます。3月11日時点での工事の金額でございましたが、15億9500万円で工事の予定でございました。それに対しまして、支払いが15億6478万1000円を支払っております。残りの分につきましては、工事出来なかった部分ということでございます。

改修工事の部分につきまして、今回先ほども説明いたしましたけれども、実際電気を通してみないと分からない部分がございます。それにつきましては追加工事のような形でまたみるような形になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 8番、若月芳則君。

○8番（若月芳則君） この改修工事については、やはり専門的な会社なり、コンサルタントに全部チェックをお願いして、これでここへ上げてきたということの理解で結構ですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育委員会教育次長。

○教育委員会教育次長（鈴木貞孝君） 改修工事につきましては、今回上がっている分については先ほど説明した分については本当に電気を通してみないと分からない部分がありますので、今現在残っている工事の部分について全部見ていただいて、それで今回の契約になっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

あと、実際動かしてみないと分からない部分がありますので、そちらについては電気を今回通してみても動かなければそれがまた別なお金がかかるのであれば、また別発注という形になると思ひます。

○議長（吉田数博君） 8番、若月芳則君。

○8番（若月芳則君） 要するにこれを査定するのに、専門的なコンサルタント会社とか、そういう専門業者に全部チェックを依頼して当然出てくるんだらうと思うのですが、そこを確認したかったんです。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議をいたします。

（午後 3時46分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時46分）

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 3時46分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 3時47分)

- 議長(吉田数博君) 答弁者、教育委員会教育次長。
- 教育委員会教育次長(鈴木貞孝君) 今回の工事の発注につきましては、以前に工事の設計を依頼しまして、正式にみてもらって発注しておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番(馬場 績君) 関連の質問になりますけれども、今回の改修工事については、正式に見ていただいて発注したものだという答弁がありました。正式にという中身にもよるわけですが、議案の説明でも今のやり取り場合によっては追加工事の可能性ありということとの関係で、田畑設計による正式な見積もりが行われた上に予算提案、その後契約締結ということになったわけですが、正式に見てもらったのにさらに追加工事ありということについて、「じゃ、正式ではなかったのか」とそういう素朴な疑問があります。
- 従って、追加工事の可能性があるという契約締結というのは極めて私ははっきり言うと不十分な契約案件ではないかと思うのですが、そういう問題がないのかどうか。というのが第1点。
- それから、この議案第58号資料で細かいことは聞きませんが、残工事の部分が幾らで、改修工事の部分が幾らなのかということについてお示しをいただきたい。併せて今回の入札予定額が幾らだったのかと、それが分かれば落札率も分かるわけですが、工事積算について、発注についてお尋ねをしたいと思います。
- それから、第3点はこれも追加工事の可能性の中に含まれてくるのかどうか分かりませんが、問題は4年間放置されていたというだけではなくて、放射能に晒されていたということです。
- 従って、今回の事業費には除染については含まれていないわけだろうけれども、当然のことながら除染に関する特措法に基づいて環境省のもとであそこの施設は除染が完了されたのか、どうなのかということです。あとで聞かないように、さらに今言ったように聞きますけれど、今回の工事完了後施設の利活用についてどういう計画をお持ちなのか。以上お尋ねしたいと思います。お答えください。
- 議長(吉田数博君) 答弁者、教育長。
- 教育長(畠山熙一郎君) お答えします。まず発注するにあたって、不十分ではないかというご指摘でございますが、私どもああいう地域ですので、専門の方々にも混じっていただきながらみたくもりで

はございます。何せ先ほど次長のご説明がありましたように、実際に工事をしてみないと分からない部分も予想されるという非常に特殊な状況ですので、その辺についてはご理解をお願いできればと思っております。

それから、放射線の除染につきましては、今ほどお話がございましたように、近くのふれあいセンターはモデルの除染はしてございますが、今回の場所そのものは、これからの内容となっております。この工事の進捗にあわせまして条件を全部整えていく中で環境省の除染などにも早く取り組んでいただけるように町当局を通してお願いをしてまいりたいとそんな考えでございます。

それから、今後の活用の予定でございますが、施設が完成できればいろんな形で活用はできると思っておりますが、当面は町の復興の動きを皆さんに知っていただくような、いろんなイベントの会場とかそういうものになるのかなという予想はしてございます。本来はスポーツ施設ですので、スポーツ施設としての活用も当然考えてまいりますが、何せ人が集まるとかそういうことにもいろんな制約ございますので、むしろホールの活用を中心にしながら情報発信網あるいは町に戻られる、あるいは戻ろうとしている方々にも役に立てるようなそんな役割を果たしていければ良いのかなと。そんなふうに考えているところでございます。

できるだけ早くそういう時期がくれば良いと願っております。残りの予算関係は次長にお答えさせます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育委員会教育次長。

○教育委員会教育次長（鈴木貞孝君） それでは改修工事と残工事分の内訳についてご説明申し上げます。改修工事の工事価格でございますけれども、消費税を含めないで、価格で1億3506万2000円です。

残工事に分については4193万8000円となっております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 入札の状況でございますが、4月30日に入札を執行いたしまして、落札率が99.4%でございます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 落札率は、99.4%と残工事との関係がありますが、数字で見ると限りは極めて予定価格に近いと背景の推測はいたしませんけれども、数字からいうとそういうことが言えるということだけ指摘をしておきます。

それから、追加工事の可能性の問題について教育長から何せ特殊事情があるので、ご理解をいただきたいという答弁がありました。私もそれは分かりますけれども、少なくとも公共事業の残工事と、

それから改修工事をちゃんとした建築設計事務所に依頼をして見積もりしたということであれば、甚だ契約案件の説明としては追加工事あるかもしれないけれども、当面これで認めておいてくれるのは、私は議会に承認を求めるに当たっては、こういう言葉は悪いんだけど、欠陥商品を承知で認めてくれとこういうふうにも考えられるわけです。そこのところ何故今少しきちっと設計業者なり、あるいは関係業者と詰めた話し合いをすることが出来なかったのかと、そのうえで私は契約の締結をするべきだと、議会に提案するべきだというふうに思うのです。正直、追加工事の可能性あり、分かり易い言葉としては欠陥契約だけでもご承認をお願いしたいということについては、私はやはり説明の仕方も答弁のあり方としてもそのまま聞くわけにはいかない。是非これは答弁を調整していただきたいと思います。

それから、除染については環境省責任のもとで実証すると、町との復興計画との関係でできるだけ早期にと。その後の利活用計画についても教育委員会としてはイベント会場として活用したいという考えがあるということについては理解をいたしました。理解できない部分について理解できるようにお答えをいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 先ほどの私の答弁が少し舌っ足らずでございました。改めてお答え申し上げます。

私どもできる限りの見積もりを、見積もりといたしますか設計をしてそれに見合った発注をしたつもりでございます。ですから、これから契約の内容に関しまして、完全にそれを履行していただくというような工事の進行管理に努めてまいります。それでかなりの部分ではできるんだというふうには自負してございますが、万が一の場合ということで先ほど申し上げたとおりでございます。できるだけそういうことのないように努力してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 工事の進行管理を責任をもってやるというのは、これは発注者として当然の責務ですよ。その上で私はやはり1億9000万円の契約案件の承認を議会に求めているのに、追加工事の可能性があるとこの契約案件をそのまま了解するわけにはいかないと思うんです。私は追加の案件が出た場合には追加の案件ですよ。本契約案件を上程して議会の承認をもらうのに、そういう説明はこれは私は不適切だと思います。

従って議長、追加工事ありということ的前提にした契約案件これ

議会として認めるわけにはいかないと思うんです。従ってこの契約案件については関係業者との十分協議をして審査していただいた上での設計だと、その後については何があるかそういう意味では分からないですよ。ただ、現時点で追加工事ありということも含めて私は議案上程すること自体無理があると思いますので、是非答弁調整できるならば答弁調整をしていただいて、先ほど議長の就任あいさつではないけれども、一步離れて議会として十分なチェックをすべきだと思いますので、暫時休議の上ご検討いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 4時01分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 4時04分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 度々混乱をさせて申し訳ございません。

改めてお答えをいたします。今回の地域スポーツセンターの改修につきましても、町の復興の大事な事業として予算の問題、それから復興に向けた大きなスケジュールの中で、予め一定の目安を設けてその間でなすべきこときちんとやっておこうとそんなふうにございます。

その際に、電気系統につきましても、先ほどからお話申し上げていますが、実際一旦、形を整えてみないと分からないところもございいますので、我々が今持っている条件の中でその中での完成をさせたい。その中でまた不具合がもしあった場合には改めてその手当てをすると、そんな形で考えて予算化あるいは今回の契約に至ったわけでございます。この点は是非ご理解いただきまして、この試みに、実施に移してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 教育長も正直な説明をされたという点では私は分かりますよ。分かりますけれども、1億9000万円の契約案件の承認を求めるにあたって、通電チェックしていないのでその部分については完成後、今回の事業終了後追加で発生するかもしれないということは結局はこの予算については追加予算が発生するということも含めて議会で承認してくれということになるんですよ。これ町長が代表なわけだから。今のような契約案件、様々な問題ありました

よ、小学校の入札や何かの問題であったけれども、不完全だということ的前提にして契約案件を承認願いたいという、こういう議案の上程というのはあり得ないと私は。だから通電の話は私は別だと思わうんですよ、それは。通電後何が起きるか、あるいは何が発見されるか分からないという問題は別な問題だと思う。この設計、見積りにおけるその範囲内での残工事と外周工事だということに尽きると思います。そうでしょう。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） そうですって、そうでないから今問題なっているんですよ。

[「そう言っている」と呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） 言っていない。追加工事ありだって。だから追加工事が発生するかもしれないということ的前提にした契約案件というのはあり得ないのではないかと思います。

従って、この議案第58号資料あるいは入札設計についてはもっと詳しいものが教育委員会なり、関係部局に提示されていると思います。その範囲内での工事契約だということをきちんと整理してください。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、質問に回答したいと思いますけれども、まず質問があったように、現実的に今の状況の中で専門家にみてもらって、専門家に調査してもらって設計をしてもらっています。

ですから、この調べた内容はそのまま施工できるということは、正にそのとおりであります。ただ、説明の中で教育委員会次長が追加した、補足説明をしたのは、今の状況でその見える、壊れていることが分かる、残工事であることが分かる、分かっているものは今ここに全部設計の中に入れてあるんだけれども、実際に使うとなれば、電気を通したり、椅子も実際に動かして見たりそういうことで、今まで専門家も現実的には今の状態で調査をして良いかという前提の中で調査をしたんです。

ですから、前提条件があるんです。その中でしっかりと積算できるそこまでは全部やってもらったということなので、それは議員がお質しのとおり、そのとおり、この発注、契約でそれが全部実現するということになります。

ただ、教育委員会で説明した追加の部分は、使うことまで考えた時には、そういうようなものも新たに考えられるよと言ったことであって、今の設計の中身が不満足な姿だということを説明しようと

したわけではないということをご理解をいただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第58号 工事請負契約の締結について（浪江町地域スポーツセンター改修工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第59号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第59号 土地の取得についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第2回浪江町議会臨時会を閉会といたします。

（午後 4時11分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

浪江町議会議長 吉 田 数 博

浪江町議会副議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 渡 邊 泰 彦

署 名 議 員 佐 々 木 勇 治

署 名 議 員 鈴 木 幸 治